

まちなか居住推進事業補助金

（空き家の賃貸用リフォーム支援）

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

まちなかの空き家を賃貸物件として活用するためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対 象 者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内の空き家（集合住宅は除く）を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上賃貸物件として活用する意思を有すること

補 助 対 象 経 費

- ・ 施工業者に発注して実施するリフォーム工事のうち、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - ㊦ 空き家の一部の改築、増築又は減築工事
 - ㊧ 外壁工事、屋根工事、空き家の耐久性を高める工事
 - ㊨ バリアフリー化、床暖房等、空き家の居住性を良好にするための工事
 - ㊩ ユニットバス、トイレ等の設置等、空き家の衛生上必要な工事
 - ㊪ その他市長が必要と認める工事

補 助 額、補 助 率

- ・ 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 町家は上限100万円、町家以外は上限70万円
- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、上限30万円（補助率1/3）を加算

必 要 書 類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 空き家の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限りま。
- ・ 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申 請 者

市 長

